「退会ゴルフ会員債権者」とは、本件再生計画第２の３の規定に基づき退会しまたは退会扱いとなったゴルフ会員債権者をいう。

「継続後退会ゴルフ会員債権者」とは、本件再生計画において更生会社の会員たる資格を有する会員であったものの、更生手続中自らプレー権を放棄し退会を申し出たゴルフ会員債権者をいう。

「再生手続開始前退会ゴルフ会員債権者」とは、本件再生手続開始前に既に退会していたゴルフ会員債権者をいう。

件数　4,765件
確定債権額
1,197,665,000円及び額未定
別表９－１－１
件数　2,226件
確定債権額
869,645,000円及び額未定
別表９－１－２
件数　９件
確定債権額　2,730,000円
別表９－１－３
件数　360件
確定債権額
167,604,939円及び額未定
別表９－２
件数　7,360件
確定債権額
2,237,644,939円及び額未定
合計

２　権利の変更

別表９－１－１「一般更生債権弁済計画表（継続ゴルフ会員債権者）」、別表９－１－２「一般更生債権弁済計画表（退会ゴルフ会員債権者）、別表９－１－３「一般更生債権弁済計画表（継続後退会ゴルフ会員債権者）」及び別表９－２「一般更生債権弁済計画表（再生手続開始前退会ゴルフ会員債権者）」記載のゴルフ会員債権者の預託金債権は、確定更生債権額のうち、利息及び損害金の全額並びにその余の債権額の78.5％について、免除日に免除を受ける。

３　弁済方法

別表９－１－１「一般更生債権弁済計画表（継続ゴルフ会員債権者）」、別表９－１－２「一般更生債権弁済計画表（退会ゴルフ会員債権者）、別表９－１－３「一般更生債権弁済計画表（継続後退会ゴルフ会員債権者）」及び別表９－２「一般更生債権弁済計画表（再生手続開始前退会ゴルフ会員債権者）」記載のゴルフ会員債権者の預託金債権は、上記２の免除後の債権の全額を、一括弁済日に一括弁済する。

第３　プレー権の喪失と付与

１　プレー権の喪失

別表９－１－１「一般更生債権弁済計画表（継続ゴルフ会員債権者）」及び別表９－１－３「一般更生債権弁済計画表（継続後退会ゴルフ会員債権者）」記載のゴルフ会員債権者は、会社分割期日において、本件ゴルフ倶楽部を当然に退会し、更生会社に対するプレー権を失う。

２　プレー権の付与の要件（入会申込み及び入会の条件、手続）

別表９－１－１「一般更生債権弁済計画表（継続ゴルフ会員債権者）」及び別表９－１－２「一般更生債権弁済計画表（退会ゴルフ会員債権者）」記載のゴルフ会員債権者のうち、本件ゴルフ場におけるプレーの継続または復活を希望する者は、次に定める条件及び手続に従って、ＯＧＭ新会員権を取得し、本件ゴルフ場におけるプレー権を取得することができる。

⑴　更生計画認可決定確定後１か月を目途として別途管財人が定める日（以下「入会申込期限日」という。）までに、別表16「東千葉カントリークラブ会則」を承認の上、ＯＧＭ所定の手続に従いＯＧＭに入会申込みをすること。

但し、この入会申込みにあたっては、入会申込期限日までに、更生会社に対する平成22年度までの年会費（但し、別表９－１－２「一般更生債権弁済計画表（退会ゴルフ会員債権者）」記載のゴルフ会員債権者については、退会の効力が発生した再生計画認可決定確定日（平成20年８月19日）の２か月後の日である平成20年10月19日の属する月の翌月である平成20年11月分から入会申込期限日の属する月の分までの年会費を除く。）の支払いその他一切の債務が履行されていることを条件とする。

⑵　上記第２に基づく権利変更後の預託金債権と同額を東千葉カントリークラブ入会のための預託金（以下「東千葉カントリークラブ預託金」という。）としてＯＧＭに預託すること。

なお、ＯＧＭに対する預託については、更生会社から弁済を受ける一般更生債権の弁済代理受領権を撤回不能の条件でＯＧＭに付与するとともに、ＯＧＭが当該一般更生債権の弁済を代理受領した場合にその受領金を東千葉カントリークラブ預託金に充当することに同意する方法による（「弁済代理受領権付与及び入会預託金充当同意書」に署名捺印してＯＧＭに交付する方法により行う。）。

⑶　別表９－１－１「一般更生債権弁済計画表（継続ゴルフ会員債権者）」及び別表９－１－２「一般更生債権弁済計画表（退会ゴルフ会員債権者）」記載のゴルフ会員債権者が、複数口の会員権を保有し、当該複数口の会員権それぞれについてプレー権の付与を希望する場合は、保有する会員権ごとに上記入会手続を履践しなければならない。

３　入会の効果

別表９－１－１「一般更生債権弁済計画表（継続ゴルフ会員債権者）」及び別表９－１－２「一般更生債権弁済計画表（退会ゴルフ会員債権者）」記載のゴルフ会員債権者が、上記２に基づきプレー権取得の具体的な手続を履践し、かつ、別表16「東千葉カントリークラブ会則」の条件を満たした場合には、会社分割期日をもって、本件ゴルフ場の会員になることができる。なお、別表17「会員種別移行表」左欄に記載した本件ゴルフ倶楽部の会員種別は、東千葉カントリークラブにおいて、別表17「会員種別移行表」右欄記載のとおりに整理・変更されるものとし、右欄記載の会員種別に従って、東千葉カントリークラブに入会するものとする。なお、別表17「会員種別移行表」右欄記載の会員種別について選択権が付与されているものについては、前項⑴の入会申込にあたって、入会申込書にいずれの会員種別を選択するかを記入する方法により選択するものとする。

４　ＯＧＭ新会員権の預託金の取り扱い等

⑴　上記３に従ってＯＧＭ新会員権を取得したゴルフ会員債権者の東千葉カントリークラブ預託金は、別表16「東千葉カントリークラブ会則」に従い、入会後10年間据え置くものとし、当該会員が退会届出を提出し退会手続が完了して会員資格を喪失した後３か月以内（入会後10年間を経過する前に退会した場合には、入会後10年間を経過した後になされた返還請求日から３か月以内）にＯＧＭが返還するものとする。

⑵　東千葉カントリークラブ預託金には、10年間の据置期間経過後の上記⑴に規定する返還期限までは金利を付さない。

第５節　弁済・納付に関するその他の事項（省略）

第４章　未確定の更生債権等の取扱い

第１節　未確定の更生担保権

未確定の更生担保権は存在しない。